

国道利第7号
令和2年6月5日

各都道府県知事 殿
各指定市長 殿

国土交通省道路局長

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」等の送付について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、本日、各地方整備局長等あてに下記通知を発出しましたので、参考まで送付いたします。

各地方公共団体の道路管理者におかれましては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（同年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえつつ、地域の実情に応じて、下記通知による緊急措置と同趣旨の措置の実施を検討するなど、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（令和2年6月5日付け国道利第5号。別添1）
- 2 道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて（同日付け国道利第6号。別添2）

国道利第5号
令和2年6月5日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について別紙のとおり許可基準を定めたので、当該路上利用に伴う道路占用の許可に当たっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

記

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全国において解除され、今後、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすることが求められている。とりわけ、沿道の飲食店等においては、いわゆる「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応し、店内での飲食だけではなく、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うため、当該飲食店等に接続する路端に近接する部分の道路占用の需要が高まることが見込まれるところである。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援することとしたものである。

2 占用料の取扱い

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件の占用料について、当該物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあつては、占用主体にかかわらず、これを徴収しないものとする。

3 備考

- (1) 許可の判断に当たっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。
- (2) 本通知による緊急措置は、本日から令和2年11月30日までの間に限るものとし、同年12月1日以降の沿道飲食店等の路上利用については、上記期間中の実施状況等を踏まえて検討することとする。

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための
沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準

1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和2年6月5日から同年11月30日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

2 要件

(1) 沿道飲食店等の路上利用の目的

沿道飲食店等の路上利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（沿道飲食店等の路上利用について、地方公共団体が占有するものでない場合や地方公共団体が占有主体である協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として当該路上利用を支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占有の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

(2) 占有主体

沿道飲食店等の路上利用に伴う占有は、以下のいずれかの者が一括して占有するものであること。

イ 地方公共団体又は道路協力団体

ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ハ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等

ニ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占有の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

(3) 占有の期間

令和2年6月5日から同年11月30日までの間で必要最低限の占有期間を設定すること。

(4) 占用の場所

- イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- ロ 歩道上に沿道飲食店等の路上利用に伴う占有物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(5) 占有物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

(6) 道路維持管理への協力

道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となるものが、併せて講じられること。

3 占有許可の条件

占有の許可に当たっては、占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- ロ 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。
- ハ 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- ニ その他道路管理者が必要と認める事項。

国道利第 6 号
令和 2 年 6 月 5 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構理事長 殿

国土交通省道路局長

道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 19 条第 3 項及び開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和 42 年建設省令第 29 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 項に基づく占用料の減免措置並びに特殊な占用物件の令及び規則別表適用の取扱いについては、下記 3 (1) から (3) までに掲げる通知によることとしてきたが、この度、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和 2 年 6 月 5 日付け国道利第 5 号）の発出と合わせて、本通知においてこれらの取扱いを整理し、下記 1 及び 2 のとおりとすることとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 令第 19 条第 3 項及び規則第 3 条第 3 項に基づく減額措置
 - (1) 占用料を減額するもの
別表 1 のとおり
 - (2) 占用料を免除するもの
別表 2 のとおり
- 2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用
別表 3 のとおり
- 3 附則
本通知の発出に伴い、次の (1) から (3) までに掲げる通知の一部を、それぞれ別紙 1 から別紙 3 までのとおり改正する。

- (1) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号） … 別紙1
- (2) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の施行について」（同日付け建設省道政発第90号の2） … 別紙2
- (3) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（同日付け建設省道政発第90号の3） … 別紙3

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額
2	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3	駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令及び規則で定める額に25%を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令及び規則で定める額に4分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ロに掲げるもの）
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令及び規則で定める額に2分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ハに掲げるもの）
7	アーケード	令及び規則で定める額に20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては10%）を乗じて得た額 （積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（5）に掲げるもの）

8	公益法人が設ける有線テレビ (CATV) の架空道路縦断電線	令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告 (以下「添加広告」という。) 及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告 (突出看板) のうち、表裏2面に表示しているもの	令及び規則で定める額に70%を乗じて得た額 (添加広告のうち、巻付広告については、令及び規則で定める額に35%を乗じて得た額。) (「占用料徴収事務の取扱いについて」 (平成8年1月26日付け建設省政発第3号、第3号の2及び第3号の3) の記1 (6) に掲げるもの)
11	別表2の22を除き、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として地下鉄の形態により公共的な目的をもって設立された事業主体 (以下「地下鉄道事業者」という。) の保有する鉄道等に係るもの	令及び規則で定める額に25%を上限として地方整備局長、沖縄総合事務局長若しくは北海道開発局長又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「地方整備局長等」という。) が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	令及び規則で定める額に17%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。) (「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」 (平成元年10月23日付け建設省政発第59号、第59号の2及び第59号の3) の別紙1及び4に掲げるもの)
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	令及び規則で定める額に13%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。) (「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」 (平成元年10月23日付け建設省政発第59号、第59号の2及び第59号の3) の別紙2及び4に掲げ

		るもの)
14	別表1の12又は13にかかわらず、第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を営む場合において、当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、別表2の1、3及び22の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号、第59号の2及び第59号の3）の別紙3及び4に掲げるもの）
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋	令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額 （「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省政発第37号）の記2に掲げるもの）
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり令及び規則で定める額に30%を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（4）に掲げるもの）
17	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額 （「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）
18	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号）の記1（3）の期間における記1（2）に該当するもの	令及び規則で定める額に70%を乗じて得た額（他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額） （「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号、第46号）の記1（4）前段に掲げるもの）

19	<p>令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備</p>	<p>左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）</p> <p>（「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（平成25年7月1日付け国道利第3号）の記1、2及び3に掲げるもの）</p>
20	<p>都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第16条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>	<p>左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）</p> <p>（「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（平成26年7月22日付け国道利第12号）の記1、2に掲げるもの）</p>
21	<p>国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第19条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>④ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>⑤ 次に掲げるもので、協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</p> <p>イ 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>ウ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ</p>	<p>左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）</p> <p>（「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（平成26年7月22日付け国道利第12号）の記1、2に掲げるもの）</p>

22	<p>中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第5条に掲げる以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 	
23	<p>電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）</p>	<p>令及び規則で定める額に80%を乗じて得た額 （「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1(2)ア及び記2(2)に掲げるもの）</p>
24	<p>別表1の23と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）</p>	<p>令及び規則で定める額に9分の1を乗じて得た額 （「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1(2)イ及び記2(2)に掲げるもの）</p>
25	<p>前各号に掲げるもののほか、慣行等から令及び規則で定める額の占用料を徴収することが不相当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの</p>	<p>令及び規則で定める額に地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額</p>

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）

19	<p>「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸引込電線</p> <p>（「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）2（4）に掲げるもの）</p>
20	<p>地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く）</p> <p>（「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）イに掲げるもの）</p>
21	<p>公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線</p>
22	<p>東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない</p>
23	<p>高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋</p> <p>（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記1に掲げるもの）</p>
24	<p>「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線</p> <p>（「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の別紙6（2）に掲げるもの）</p>
25	<p>水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの</p> <p>（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（7）に掲げるもの）</p>
26	<p>「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線</p> <p>（「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）の別紙6（3）に掲げるもの）</p>
27	<p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）の記2において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの</p> <p>（「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）の記5に掲げるもの）</p>

28	<p>「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める支持柱</p> <p>（「「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」に基づいて設置される物件に係る占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記2に掲げるもの）</p>
29	<p>「景観法の施行に伴う道路占有関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号）の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記1（2）に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占有の新規申請が行われたもの</p> <p>（「景観法の施行に伴う道路占有関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号、第46号）の記1（4）後段に掲げるもの）</p>
30	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
31	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
32	<p>電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線</p> <p>（「道路管理システムの導入に伴う占有許可事務の取扱いについて」（平成3年3月29日付け建設省道政発第31号）の記5（1）に掲げるもの）</p>
33	<p>道路協力団体指定準則（令和元年9月5日付け国道環第41号別紙）に基づき指定された道路協力団体が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の27の規定に基づき、道路協力団体はその業務として行う道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の21第2号に掲げる道路の占有に係るものについては、当分の間、占用料を免除する</p> <p>（「道路協力団体が業務として行う道路占有に係る占用料の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第23号、国道環第98号）の記1に掲げるもの）</p>
34	<p>道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。下記別表2の35において同じ。）</p> <p>（「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1（1）ア及び記2（1）に掲げるもの）</p>
35	<p>電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの</p> <p>（「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1（1）イ及び記2（1）に掲げるもの）</p>

36	<p>無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が地中に設ける管路等（「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3（1）に掲げるもの）</p>
37	<p>NTTコミュニケーションズ株式会社が所有・管理していた管路等について、NTTインフラネット株式会社への占有者の変更手続として、年度の途中で新規に占有許可を与えられた場合（「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3（4）に掲げるもの）</p>
38	<p>令和2年6月5日から同年11月30日までの間、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）の記1に定める沿道飲食店等の路上利用に伴う占有物件の占用料について、当該物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合（「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）の記2に掲げるもの）</p>
39	<p>前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適當であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの</p>

別表 3

	令別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4		路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5		地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
6		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7		その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器
8	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		鉱石運搬のための索道及びその保安施設
9	法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10	法第32条第1項第6号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
11	令第7条第1号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12		標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13		アーチ	アーチ型の街灯

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・<u>「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「通知」という。)</u>別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・<u>通知別表2</u>のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>通知別表1</u>の減額対象となるもの及び占用料額並びに<u>通知別表2</u>の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長又は沖縄総合事務局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 特殊な占用物件の令別表適用 <u>通知別表3</u>のとおり</p> <p>5 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長又は沖縄総合事務局長<u>(以下「地方整備局長等」という。)</u>は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 特殊な占用物件の令別表適用 別表3のとおり</p> <p>5 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>

【別紙2】

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号の2）
 （下線部分が改正部分）

改正後	現 行
I (略) II 規則の制定等について 1 占用料の額 (1) (略) (2) 令第19条第3項及び規則第3条第3項 (イ) 占用料を減額するもの・・・ <u>「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」</u> （令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「通知」という。）別表1のとおり (ロ) 占用料を免除するもの・・・ <u>通知別表2</u> のとおり (ハ) (略) (3) 占用料の特例 (イ) (略) (ロ) <u>通知別表1</u> の減額対象となるもの及び占用料額並びに <u>通知別表2</u> の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令及び規則別表で定める占用料の額の範囲内で、北海道開発局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。 (4) (略) 2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用 <u>通知別表3</u> のとおり 3 (略) (削除) (削除) (削除)	I (略) II 規則の制定等について 1 占用料の額 (1) (略) (2) 令第19条第3項及び規則第3条第3項 (イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり (ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり (ハ) (略) (3) 占用料の特例 (イ) (略) (ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令及び規則別表で定める占用料の額の範囲内で、北海道開発局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。 (4) (略) 2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用 別表3のとおり 3 (略) 別表1 (略) 別表2 (略) 別表3 (略)

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号の3）

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・<u>「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」</u>（令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「<u>通知</u>」という。）別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・<u>通知別表2</u>のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>通知別表1</u>の減額対象となるもの及び占用料額並びに<u>通知別表2</u>の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 特殊な占用物件の令別表適用 <u>通知別表3</u>のとおり</p> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「<u>機構</u>」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 特殊な占用物件の令別表適用 別表3のとおり</p> <p>4 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>